

# 子どもオンブズパーソンの活動

## 小金井市及び北区の事例

# 子どもオンブズパーソン

※北区では「子どもの権利擁護委員」と呼称

	小金井市	北区
条例施行	令和4年4月	令和6年4月
設置（委嘱）	令和4年4月	令和6年7月
相談窓口の開設	令和4年9月	令和6年9月
人数	2人	2人
資格等	大学准教授、弁護士	弁護士（2人とも）
人数の考え方	条例では3人以内と規定し、現在は人口が小金井市と同規模（約15万人）の自治体の先例に基づき2人	条例では3人以内と規定し、開設初年度は相談件数が多いことが見込まれたため2人で運用
職務	相談に対する助言・支援、申立て等に基づく救済活動、子どもの権利の普及啓発	同左
	独立して職務を行い、必要に応じて合議を行う	同左
活動頻度	週1回・月5回程度	月3回程度
会議	月2回	月1回

## 子どもオンブズパーソンを支える体制

	小金井市	北区
相談に対応（受付）する職員	相談・調査専門員	相談補助員
人数	3人	3人
資格等	精神保健福祉士、保育士、臨床心理士	（資格は想定していない）
資格等の考え方	多様な視点から相談に対応するため、様々な専門知識を有する人材を選定	うまく話せない子どもの意図を引き出すため、保育士や子ども家庭センター出身の職員を配置
相談窓口の設置	武蔵小金井駅から徒歩7分の民間ビル4階に設置	担当課で受付（庁舎内）
相談窓口の対応時間等	子どもが相談しやすい日、時間を設定（平日13～19時・土曜10～16時）。平日（木曜）に1日休みを設け、会議や普及啓発に係る活動へ充てている	相談窓口は緊急相談窓口ではないという考えから、開設日、時間は区役所の開庁日に準じている

## 相談への対応①

	小金井市	北区
対応方法	<p>相談・調査専門員がそれぞれの専門領域や経験を活かし対応</p> <p>調整に当たっては、オンブズパーソンと専門員がチームを組み一緒に対応</p>	<p>相談補助員は原則相談の受付のみを行い、権利擁護委員が子どもとの面談を行う</p>
情報共有	<p>対応に違いが出ないように対応ケースについて、ケース会議で全件共有</p>	<p>相談案件の全てのケースについて情報を共有</p> <p>相談を受けたら速やかに権利擁護委員にメールで共有し、対応の指示を仰ぎ、権利擁護委員からは当日中に対応の指示がある</p>
相談員の研修	<p>国や都の子ども関連の研修に参加</p> <p>オンブズパーソンや相談・調査専門員がそれぞれの専門分野について相談室内で研修を行うこともある</p>	<p>窓口開設までに相談補助員の電話対応の研修や対応マニュアルの作成を実施</p>

## 相談への対応②

	小金井市
相談についての考え方	子どもが望まない場合は、基本的にはオンブズパーソンによる調査は行わないが、子どもの最善の利益の観点から、その子の権利を保障することが難しいと思われる場合は、他の機関が関わるなどの働きかけをすることも想定している
	相談等の過程で、対象となる者が18歳以上になった（＝条例で規定する「子ども」に該当しなくなった）場合は、相談内容等に応じて適切な機関につながるよう、本人に情報提供を行ったり、機関への引継ぎを行っている

※小金井市のみ調査

## オンブズパーソンによる周知・啓発活動

	小金井市	北区
周知・啓発	市内の全小中学校での権利学習や地域の講座などへオンブズパーソンが参加し、子ども・市民と話をし顔を見てもらうことが重要と考えている	区内の児童館（中高生の居場所）・小中学校での出前講座や、子どもの年代に応じたパンフレットの作成等に、権利擁護委員が積極的に取り組んでいる

# 事務局の体制

	小金井市	北区
担当課	子ども家庭部 児童青少年課	子ども未来部 子ども未来課
事務局	相談窓口職員1人（現在は主査）を配置	担当課において職員が事務を行っている（現在は係長1人及び主査1人が主に担当）
主な業務	普及啓発活動 行政機関等との調整・交渉 活動報告書の作成 施設管理・予算執行 オンブズパーソン会議への出席  ほか	普及啓発活動 合同会議への出席  ほか ※相談窓口を開設して間もないことから、主に普及啓発活動に取り組んでいる